

（1）本人の健康保険資格の取得手続きについて

大阪府内の公立学校の教職員などの職員となった日から公立学校共済組合大阪支部の組合員の資格を取得します。健康保険資格の取得手続きは、以下のとおりです。

この手続きの後、医療保険のデータベースへ資格情報の登録が完了するまでは、マイナ保険証であっても、公立学校共済組合大阪支部の保険証として使用できませんのでご注意ください。

（注）新規加入者のうち、令和6年度末まで当支部の組合員であった方については、下記の手続きと異なる場合がありますので、「年度替わりの手続きパターン」を確認してください。

ア 総務事務システム（SSC）が利用可能な正規職員・任期付職員・臨時的任用職員

	新規採用者(右の場合を除く)	他の公務員共済組合からの転入の場合に 提出が必要な書類（公立共済他支部からの転入を含む）（注1）
資格関係	◆「組合員資格取得届出」入力	◆「組合員資格取得届出」入力
一般組合員 のみ必要 年金関係	◆「年金加入期間」入力（注2）	◆「年金加入期間」入力 ◎「組合員転入届書」

◆：SSC入力

◎：共済組合所定の様式ですので、当支部ホームページからダウンロードしてご利用ください。

（注1）転入とは一日も間の空かないもののみを指します。（間が空く場合は新規採用者の取扱いとなります）

（注2）平成9年1月1日以降、公立学校共済組合大阪支部の一般組合員になったことある方は、「年金加入期間」の入力について一定省略できます。省略される場合は、「年金制度」：地方公務員共済、「就職年月日」：今回の採用年月日のみ入力してください。

（「年金加入期間」の入力及び「組合員転入届書」については、年金担当へお問い合わせください。）

<資格取得の入力による健康保険資格の取得手続き>

総務事務システム（SSC）において、「各種給付」口座の登録後、「組合員資格取得届出」入力を行ってください。

① SSC「各種給付」口座の登録

SSC トップページ「人事給与福利厚生 各種申請・届出」→「基本情報」→「給与口座振込申出・変更申出入力」より「各種給付」振込口座を入力してください。なお、SSCのシステム上、4月上旬に入力制限期間がありますのでご注意ください（毎月、同期間に制限期間があります）。

② SSC「組合員資格取得届出」の入力

SSC トップページ「人事給与福利厚生 各種申請・届出」→「共済互助関係」→「組合員資格取得届出」から入力をしてください。

（入力方法等は、SSC トップページ「年度替わりにあたって」の新規採用職員向けコンテンツを参照。）

※例年、組合員資格取得届の基礎年金番号欄の入力もれや「各種給付」振込口座の登録もれにより、エラーが発生し登録が完了しないことがありますのでご注意ください。

③ 資格確認書の受け取り

資格確認書（医療機関にて健康保険資格を示すもの）を、所属所へ逡送により送付します。

資格確認書を送付する段階になりましたら、SSCでの「お知らせ」またはSSC トップページ「人事給与福利厚生 各種申請・届出」→「情報照会」→「申請状況一覧」内の、「組合員資格取得届」の状態が「承認済」と表示されます。

イ 府立学校および大阪府教育庁の非常勤職員

大阪府教育委員会からのデータに基づき、公立学校共済組合大阪支部から所属所あてに

①資格確認書（医療機関にて健康保険資格を示すもの）、②登録内容確認通知書

を送付しますので、送付時に同封している案内に従って手続きを行ってください。

- ・データの提供時期にもよりますが、概ね4月中旬から下旬までを目途に発送予定です。
- ・データの提供は職種等により異なるため、同一所属所内でも送付が前後することがありますのでご了承ください。
- ・被扶養者認定を急がれる場合であっても、本人の資格確認書の交付まではご家族のお手続きはできませんので、事前に下記（2）の提出書類の準備を行っていただき、本人の資格確認書の交付・到着をお待ちください。

資格取得等に伴う注意事項

- ① 資格確認書が届くまでに医療機関を受診される場合は、一旦、窓口で全額負担することになりますが、自己負担した診療費のうち保険診療分については、資格確認書の受領後、医療担当へ「療養費・家族療養費」の請求をすることで給付を受けることができます。
- ② 当共済組合の資格取得した方が、資格取得する前は健康保険（当共済組合も含む）の被扶養者であった場合、被扶養者の取消手続きを行ってください。
- ③ **任意継続組合員に加入している方が、現職の組合員として採用された場合**
 - ・任意継続組合員の組合員期間中に、再び大阪支部の（現職）組合員となるときは、任意継続組合員の資格は喪失します。
 - ・任意継続組合員の加入時に送付した「任意継続組合員のしおり」に手続き方法と様式を掲載していますので資格喪失の申出を行ってください。申出により、未経過の任意継続組合員掛金が還付されます。
 - ・**現職の組合員としての任用満了後、再度、任意継続組合員になるには、改めて引き続き1年と1日以上の現職組合員期間が必要**ですので、ご注意ください。

（2）被扶養者の認定手続き（家族を健康保険上の被扶養者とするための手続き）

下記①または②の提出書類を各所属所から資格担当あてに提出してください。

すべての提出書類の受領後に手続きを進め、完了後、所属所あてに**資格確認書**（医療機関にて健康保険資格を示すもの）を送付します。

この手続きの後、当支部が医療保険のデータベースへ被扶養者情報の登録が完了するまでは、マイナ保険証を、公立学校共済組合大阪支部の保険証として使用できませんのでご注意ください。

① 当支部の資格取得前に公務員共済組合に加入であった方が、引き続き扶養認定を希望する場合

主に人事異動等により加入する健康保険が変更になった方が、前健康保険組合で被扶養者の認定を受けていたご家族を、当共済組合でも被扶養者として認定を希望される場合は、通常の提出書類ではなく、下記のとおり必要な書類を一定省略した手続きでも、被扶養者の認定を受けられます。

他の公務員共済組合からの転入（注）の場合に 提出が必要な書類（公立共済他支部からの転入を含む）

- ◆「被扶養者認定申告」入力
- ◎「被扶養者認定に関する申立書(異動者用)」
 - ・「資格喪失証明書」（被扶養者が記載されているもの）
- ◎「国民年金第3号被保険者関係届」（20歳以上60歳未満の配偶者の場合のみ）

◆はSSCでの入力を指します。

◎は共済組合所定の様式ですので、当支部ホームページからダウンロードしてご利用ください。

（注）転入とは一日も間の空かないもののみを指します（間が空く場合は下記②の取扱いとなります）。

② ①以外の場合で扶養認定を希望する場合

総務事務システム（SSC）が利用可能な正規職員・任期付職員・臨時的任用職員については、下記ののとおり申請を行ってください。

- ① SSC「被扶養者申告」入力と下記の＜提出書類＞の提出
 - ・ SSC入力により「被扶養者申告」を行ってください。
組合員の資格取得日から、30日以内に「被扶養者申告」のSSC入力を行ってください。
31日以後に入力された場合は、入力日が認定日（被扶養者としての資格取得日）となってしまいます。
 - ・ ＜提出書類＞は、
府立学校教職員の方 ➡ 学校総務サービス課
教育庁関係所属の方 ➡ 総務サービス課
へ提出してください。

- ② 被資格確認書の受け取り
資格確認書（医療機関にて健康保険資格を示すもの）を、所属所へ逡送により送付します。
資格確認書を送付する段階になりましたら、SSCの、お知らせ又は「人事給与福利厚生 各種申請・届出」→「情報照会」→「申請状況一覧」内の、「被扶養者申告」の状態が「承認済」と表示されます。
被扶養者としての認定には審査の必要があることから、組合員本人の健康保険資格の取得手続きと要する時間が異なり、資格確認書をお送りできる時期にも差が生じます。あらかじめご承知おきください。

府立学校および大阪府教育庁の非常勤職員については、本人の資格確認書到着後に送付時に同封している案内に従って手続きを行ってください。

なお、本人の資格確認書の到着までは家族の扶養認定手続きはできませんので、被扶養者認定を急がれる場合は、下記の＜提出書類＞について、本人の資格確認書の到着後、速やかな提出ができるようご準備をお願いします。

＜提出書類＞

1. ◎被扶養者【認定・取消】申告書
2. ◎＜被扶養者の認定書類一覧表＞記載の添付書類

（3）資格確認書交付後の送付書類等の流れ（詳細は、資格確認書交付時に同封の案内を参照してください。）

入力または提出いただいた個人番号をもとに、当支部が医療保険のデータベースへ健康保険資格情報の登録を行います。登録完了後に、「資格情報のお知らせ」を所属所を通じて交付します。

※ 「資格情報のお知らせ」が交付される前でも、マイナポータルにて今回の当共済組合への加入情報が確認できるようになれば、マイナ保険証を当共済組合の保険証として使用して保険診療を受けることができます。

マイナ保険証を保有していない方には、交付済みの資格確認書の有効期限到来前に、有効期限を更新した「資格確認書」を所属所を通じて交付します。更新にあたっては、申請は不要です。